

令和7年度 まちなかキッチン協同制作事業

～ 募集要項 ～



あなたオリジナルの料理イベントを開いてみませんか？

まちなかキッチンでイベントをしたい方募集中

令和7年度 まちなかキッチン 協同制作事業実施要項

1. 協同制作事業の趣旨

都城圏域等で活動する個人または団体と協力して『食』に関する交流機会を提供し、まちなかの賑わい創出や食文化の振興を図ることを目的とし、その催事または主催者・団体の継続的な利用に対し、支援・協力をする。

2. 企画内容

定期開催の料理教室をはじめ、調理・飲食を伴う交流会、食に関する勉強会・セミナーなど、まちなかキッチンを活用した催事のうち、広く市民に開かれた内容でまちなかの賑わい創出や食文化の振興に寄与する催事であること。

3. 公募対象

都城圏域等で活動する個人または団体等

4. 事業実施期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

5. 催事会場

都城市まちなか交流センター まちなかキッチン および 会議室1

6. 事業決定基準（別紙参照）

- 申請要件（企画内容・公募対象）を満たしている
- 趣旨に沿った企画内容である
- 主体的運営ができる
- 収支予算計算の適切性
- スケジュールの合理性（準備・本番・現状復帰）

7. 支援・協力に関する手続き

(1) 事業の申請

申請者（以下「甲」という。）は、都城まちづくり株式会社（以下「乙」という。）に、次の書類の提出をお願いいたします。

- ① 令和7年度 まちなかキッチン 協同制作事業申請書（様式1）
- ② 収支予算計画書（様式2）
- ③ 企画書（様式3・4）
- ④ タイムスケジュール（様式5）

※追加資料があれば添付してください。

※申請の際に提出された資料等は返却いたしません。

(2) 面談の実施

申請書類の受領後、乙は甲と面談を行い、事業の適格性と支援・協力の内容を確認します。

(3) 支援・協力の決定

乙は、提出された申請書類および面談内容をもとに審査し、決定後速やかに甲へ審査結果を通知するものとします。

8. 募集期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

9. 支援・協力内容（一般）

項目	申請者	当社	内容等
催事の企画・制作	○	○	申請者の企画実現に向けて、当社コーディネーターが伴走します。
催事の広報	○	○	当社は、多くのフォロワーを抱える多様な SNS による発信、登録会員への DM 送付など、様々な自社メディアを活用した広報支援を行います。また、新聞・テレビ・雑誌・ラジオなど、多様なマスメディアを通じて積極的に情報を発信します。
交流の機会	-	○	当社は、催事参加者やキッチンを活用した他催事の主催者との交流機会を提供します。
補助増員スタッフ	○	-	補助スタッフ増員等の費用は申請者負担です。
広報チラシ等	○	-	チラシ・当日配布プログラム等の印刷物は、すべて申請者側にて準備してください。印刷物作成の際は、当社との共同制作であることの明記が必要です。
当日プログラム	○	-	【都城まちづくり株式会社 協同制作事業】 ※ 印刷物については、入稿前に相互確認実施。
会場設営・準備	○	-	当社スタッフが設営・準備を一部サポートします。（※応相談）
ガイドブック掲載、予約管理 等	-	○	【有料】ご希望の申請者には、当社が年 1 回 都城圏域を中心に 6,000 部配布するガイドブックへの記事掲載や、当社システムを使った予約管理で運営をサポートします。 ・参加者収入の 15%
利用料金	-	○	【初回申請者限定】1 申請者 1 企画に限り、最大 2 日間まで使用施設および備品利用料金を免除します。【施設料金 5 割、備品代 10 割】 ※ 本事業で過去に利用料減免を受けた方は、対象外となります。
その他	-	○	都合により実施不可となった際、キャンセル料金を免除します。（実施予定日の 1 週間前の同曜日まで） ※ キャンセル料の免除は、初回申請者に限らず申請者全員が対象です。

※ 支援・協力内容については、申請受付時期により異なります。

※ 支援・協力内容については、当社が公益性や継続性など総合的に判断し、個別に決定いたします。

10. イベント収入について

イベント参加費はすべて申請者の収入とします。

11. アンケート実施

両者間で協議した内容で来場者へのアンケート調査を実施します。

12. 実施報告について

実施報告書の提出（様式問わず）をお願いいたします。

提出期限：催事終了後速やかに

13. 申請先・問合せ

都城まちづくり株式会社 都城市まちなか交流センター
〒885-0071 宮崎県都城市中町 17 街区 19 号
TEL：0986-21-6121 FAX：0986-36-6004
✉ machinaka@machidukuri-miyakonojo-city.jp
※取扱時間 9:00～17:00

(別紙：公募者用)

事業決定の基準

	項目	基準
(1)	申請要件（企画内容・公募対象）を満たしている	受益者が特定の者に限定されず、広く市民が参加できるものであるか。
		都城圏域等で活動する個人または団体であるか。
(2)	趣旨に沿った企画内容である	催事目的が明確で、まちなかの賑わい創出や食文化の振興を図ることが期待できるものであるか。
(3)	主体的運営ができる	申請者が責任をもって主体的に実施することができるか。
(4)	収支予算計算の適切性	収支計画は、事業内容に見合っているか。 今後、安定的かつ継続的な利用が見込めるか。
(5)	スケジュールの合理性	事業計画や実施体制は、具体的で実現可能な事業であるか。
		準備・本番・現状復帰を含め無理のないスケジュールであるか。